



# 都税事務所だより

## 5月は自動車税種別割の納期です

令和5年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（月）に発送します。  
5月31日（水）までにお納めください。

### <ご利用になれる主な納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

### 都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！

スマホアプリ

（令和5年4月1日時点）



※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることも納付できます。  
詳細は主税局 HP をご覧ください。

クレジットカード

インターネットの専用サイト  
から納税が出来ます。



インターネットバンキング  
モバイルバンキング

ページにて  
納税ができます。



他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

### ～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。  
（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大 10 日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

納税の猶予に関するご相談は、所管の都税事務所・支庁までご連絡ください。

### 【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日 9 時～17 時）

主税局 HP  
都税の支払い方法



※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <耐震化のための建替え>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

#### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

#### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

### <耐震化のための改修>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

#### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

#### 申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。  
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

### 【問合せ先】

固定資産税・都市計画税／納税について：墨田都税事務所  
〒130-8608 墨田区業平1-7-4

電話 03-3625-5061